

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解  
 (環境の保全の見地からの意見:13件)

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1	<p>2.2.5 特定対象事業による設置概要(地形および地質)                      事業実施区域及びその周辺地域の地形区分は西部低地の秋田砂丘地に位置している。秋田湾周辺の地形分類の砂礫台地と三角州低地が分布し未固結の砂丘地が分布している。日本の地形レッドデータブック(1994年古今書院)で選定された秋田砂丘であり、対象事業実施区域も含まれる。よって保存すべき地形である完新世の浜堤列の上に発達した横列砂丘であり、典型的形状を示している。よって保存すべきである。</p>	<p>重要な地形であることを認識し、方法書にも正確に記載しております。                      保全対策につきましては、予測結果を踏まえ検討を行い準備書に具体的に明記致します。</p>
2	<p>2.2.5 特定対象事業による設置概要(地形および地質)                      事業実施区域は県有保安林であり、基本的に樹林地となっており海岸線に沿ってほぼ南北に延びる範囲である。対象区域の東側(内側)には住居地域が存在し、学校、病院等の重要な施設もあり北側には風車配置想定ラインから約 500m以内の場所にも住宅が存在している。</p>	<p>配慮の必要な施設等からの離隔距離を考慮した計画と致します。なお、本事業は秋田県が県有林に立地する事業として公募したものであります。</p>
3	<p>2.2.5 特定対象事業による設置概要(地形および地質)                      海岸法から考えても大切な生活上(津波等)の保護対策の役目もあり大切な資源でもある。</p>	<p>県有林は海岸法の海岸保全区域外にあります。一方、津波対策、暴風対策としての県有林の意義は認識しております。</p>
4	<p>2.2.5 特定対象事業による設置概要(地形および地質)                      用途規制や保安林としての防風、飛砂、管理責任があるのではないかと。よって秋田砂丘は重要な地形に配慮し砂丘の頂部を避けて、できる限り海側にするように用途規制や保護対策、20年後の原風景である様に配慮等の明記を望むものである。</p>	<p>20年後の原風景としての保安林への配慮を準備書に明記致します。</p>

5	<p>3.1.5 動植物の生態系の状況(自然環境法令等)</p> <p>事業実施区域及びその周辺地域は秋田県自然環境保全条例の指定地域であり、森林法、保安林、砂防法、砂防指定地でもある。また、急傾斜地災害防止区域も一部含まれている。地すべり等防止法も一部含まれている。海岸法、海岸保全区域にもなっている。</p>	<p>－事業実施区域周辺に砂防指定地、地すべり等危険地域はございません。</p> <p>－事業実施区域周辺の自然環境保全に関しては以下の通りの指定がございます。事業はこれらの指定を考慮して進めます。</p> <p>秋田県自然環境保全条例：出戸湿原</p> <p>秋田市・潟上市「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」：追分鳥獣保護区</p> <p>県指定天然記念物：女潟湿原植物群落</p> <p>潟上市指定天然記念物：カシワ群生林</p> <p>都市計画法：金足風致地区、浜ナシ風致地区</p> <p>森林法：クロマツ植林が保安林に指定</p> <p>砂防法：指定なし</p> <p>地すべり防止法指定区域：該当なし（秋田県土砂災害危険MAPを参照）</p> <p>急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律：潟上市天王上出戸に指定区域が存在</p> <p>海岸法：事業地は海岸保全区域外</p>
---	--	---

6	<p>3.1.5 動植物の生態系の状況(自然環境法令等)</p> <p>ラムサール条約潜在候補地約10kmの位置にあり鳥獣保護区等の指定区域でもある。追分鳥獣保護区(420ha)となっている。具体的な対策保護法が全く明記されていない。また、日本海に突出している地形の男鹿半島があり、渡り鳥が多く見られ、近くにはタカやミサゴの繁殖地もあり現地調査を十分にすべきである。昨今、野鳥の生息密度が1/4に減少との報告もあり配慮すべき点である。</p>	<p>八郎潟調整池のラムサール条約への登録について昨年は見送りとなりましたが、今後の登録には注意を払って参ります。追分鳥獣保護区はご意見の通りの指定がございます。現在は方法書段階のため、具体的な対策保護策は準備書にて記載させていただきます。</p> <p>鳥類の減少があるとすれば、実際に総数が減ったのか、ある一定のグループが減ったのか、ある種が減ったのかを明確にする必要がありますので、先行して行っている調査により生息状況を正確に把握した上で、予測・評価を行います。</p>
7	<p>3.1.5 動植物の生態系の状況(自然環境法令等)</p> <p>特に鳥類(バードストライク障害)の風力発電機のブレード、タワー等への接近・接触等によるバードストライク障害がある。自然保護の立場から配慮すべきであり、又バックヤードに八郎湖、男鹿半島の地形良好があり、十分な調査と動物の重要な生息地であることを明記すべきである。</p>	<p>今後詳細な検討を致します。先行して行っている調査はバードストライクへの対策に配慮して実施しております。方法書に記載しておりますが、動物及び植物の重要な生息地であり、十分な調査を実施いたします。保全対策につきましては、予測結果を踏まえ検討を行い準備書に具体的に明記致します。</p>

8	<p>第4章 計画段階配慮事項の調査予測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音</li> </ul> <p>事業実施想定区域の周辺地域には住居及び公共施設、福祉施設等があり騒音の影響が十分にある。配慮の必要な住宅は2,253戸、学校は3校、福祉施設9施設、病院4院である。これは約1,000m内であり、2,000m内では住宅は5,734戸、学校は11校、福祉施設18施設、病院は20院である。風車の騒音は物理的な問題と同時に人間の感覚に作用する生物学的な問題でもある。十分に住民の意見を聞いてほしい。機種を選定、設置位置においても十分な配慮が必要でもある。南側に既設風力発電機、北側に北側事業地が存在することから複合的な影響を受けることを十分に念頭に置く必要がある。騒音はナセルとブレードから発生する風切音であり夜間停止、出力制御等で協定書や発電実績の報告が必要である。</p>	<p>十分に住民のご意見を聴取致します。設置位置、機種選定において配慮の必要な施設からの離隔距離への配慮を致します。北側事業とは複合的な影響について共同で検討して参ります。既設の風車との複合影響についても検討して参ります。住民に対して十分な説明を行い、ご意見を聴取させていただきます。保全対策につきましては、予測結果を踏まえ検討を行い準備書に具体的に明記致します。</p>
9	<p>第4章 計画段階配慮事項の調査予測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低周波音</li> </ul> <p>風力発電における騒音、低周波音に関わる苦情は約1,000mで多く発生割合があるという。低周波音は物理的な問題であると同時に人間の感覚に作用する生物学的な問題でもある。風力発電による「健康被害の実例」では全国で(平成22年度)389所の苦情が64ヶもあり、その内容が騒音と低周波音である。そのうち39カ所で夜間停止、25カ所で裁判中または係争中となっている。特に低周波音は人間に聞こえないものです。共通症状は睡眠障害、頭痛、耳鳴り、めまい、吐き気、心拍数の増加、高血圧症、ストレス症、医学的な風力発電による「振動音響病、慢性騒音外傷」等があり1~3km離れた場所で多く被害が発生するという。</p>	<p>先行して行っている現地調査では低周波音(超低周波音を含む)を含めた調査を実施しております。保全対策につきましては、予測結果を踏まえ検討を行い準備書に具体的に明記致します。</p>

10	<p>第4章 計画段階配慮事項の調査予測</p> <p>NC 曲線は 25～30 を超えた場合となっている。騒音や低周波音は主にナセル部分とブレード部分から発生するので夜間停止、出力制限、時間的停止等、発電実績の報告等の厳格化が求められている。学術的に評価が定まっていないが、100 ヘルツ以下が低周波音、20 ヘルツ以下が超低周波音で、健康に被害のないようにするべきである。</p>	<p>NC の意味は Noise Criteria で、音圧（オクターブバンド）と周波数（ヘルツ）を組み合わせた理論上の曲線になります。30 を超えると騒音として認識されます。</p> <p>低周波音、超低周波音の現地調査を先行して実施しております。</p>
11	<p>第4章 計画段階配慮事項の調査予測</p> <p>・風車の影(シャドーフリッカー)</p> <p>この現象は、ストロボ効果といわれている。ブレードの回転に伴って、ブレードの大きな影が高速で次から次へと通過していき、その下側ではストロボを浴び続けるためである。気が狂いそうになる人もいう。風力発電のローター径の約 10 倍(950m)で発生するものであり、周辺地域には住居、公共施設、学校、病院等があり精神的な心痛がある可能性が十分にありうる。この対策等も必要である。諸外国ではガイドライン(指針)が図られるように検討中との報告もある。</p>	<p>方法書 6 章に記載しているように、風車の影についても調査を行います。必要に応じて現地調査を行います。</p> <p>保全対策につきましては、予測結果を踏まえ検討を行い準備書に具体的に明記致します。</p>
12	<p>4.4 環境影響の総合的な評価</p> <p>騒音、低周波音、電波障害(フラッター)、風車の影(シャドーフリッカー)、動植物の生態系、等は環境保全措置法の方針から将来的に(数年後)心身に物的な苦情の原因となる見込みがあり、本事業に伴う障害がある場合、その状況に応じて至急に対策を施すことが出来るように町内会及び自治会等と協定書を結ぶようお願いいたします。</p>	<p>住民に対して十分な説明を行い、ご意見を聴取させていただきます。誠意をもって取り組みさせていただきます。</p>

13	<p>第4章 計画段階配慮事項の調査予測</p> <p>NEDO作成の風力発電ガイドブックおよび各地方公共団体の条例等で実施する。各調査項目については、調査、予測、評価及びその対策を行い、関係機関、専門家、地域住民との協議、調整を十分に行い、その上で実施することを望むものである。</p>	<p>環境影響評価の根拠法は環境影響評価法であり、これに基づいて調査を実施しております。方法書とは、各調査項目の調査、予測、評価の手法について説明したものであり、対策は準備書に記載致します。関係機関、専門家とは配慮書段階で協議、調整を行い、方法書段階でも同様です。地域住民の方とは配慮書段階で縦覧を行い、懇談会を実施致しました。現在は方法書を縦覧し、意見を頂いております。住民説明会は協議・調整の場であり、今後準備書段階でも縦覧、準備書説明会があります。また、評価書以降でも住民意見はいつでも受付けております。</p>
----	--	---

(その他の意見:3件)

1	<p>その他</p> <p>事業実施区域は森林法による歴史的保安林としても保存すべきである。</p>	<p>森林法に則り事業を進めます。</p>
2	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電波障害(フラッター障害)</li></ul> <p>電波の送信点に対する見通しが悪く、受信状況が不良な地点が起こりうる場合があります、局地的に受信レベルの低い家屋においてはフラッター障害が起こりうる場合が予測される。十分な調査を望む。明記がない。由利本荘市、深沢、大浦地区はテレビ電波に影響されるためにユーラスエナジー(東京電力系)で風力発電機8基(2万4千kW)の建設を中止している。特に秋田湾を含む日本海側は日本で最大の雷の発生地域であり事業展開は難しいと言われている。</p>	<p>方法書6章において電波障害の調査方法について記載しており、現地調査を実施致します。</p> <p>保全対策につきましては、予測結果を踏まえ検討を行い準備書に具体的に明記致します。</p>
3	<p>その他</p> <p>イソップ寓話「北風と太陽」の結末はご存じの通りである。教えは強制より説得が有効、無理をするとうまくいかないことと解釈できる。今、風と日光は再生可能エネルギーとして注目されている。有効活用されていない土地が電力供給基地に生まれ変わるなら歓迎すべきことだろう。ただ、景観が損なわれたり、騒音や低周波音や電波障害、風車の影等々懸念の声もある。また、人間の考えの及ばぬところに事故がある。想定外と決まってしまう言葉がある。想定外はない。自然は負の面も時々見せる。科学技術を集めた原発も巨大地震という猛威に負けた。原発では平成5年頃に事故がありうると想定されていた文献もある。再生エネルギーの活用はその自然を取り込む試みであるが、自然への畏敬の念を忘れないでほしい。仕返しを食らいかねないと心配をいたしている。今日本は生活者や自然環境への考えがほとんどない環境でもある。社会主義でもなく民主主義でもない会社主義ともいえる日本である。環境アセスメントは持続可能な社会を作るための必須のツールでもあり、その本質と現状を十分に理解されて対</p>	<p>住民の十分な理解の上に成立するのが本事業のような開発事業であることを認識しております。公共の福祉という観点に立って、環境影響評価法に則り事業を進めて参ります。</p>

	応するように。また、本事業が住民の十分な理解の上で計画・実施されるように、切にお願い申し上げます。	
--	---	--